

様式44

令和 4年10月 28日

三重県知事 一見 勝之 様

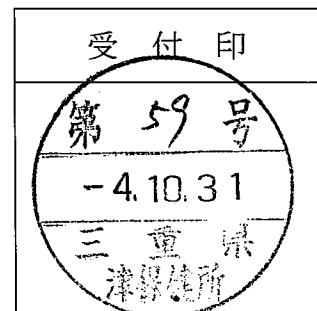
医療法人住所 三重県津市一身田上津部田1824番地
医療法人の名称 医療法人 津眼科
理事長 伊藤 良和
電話 059 (233) 6900

決 算 届

令和 3年 8月 1日から令和 4年 7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 津眼科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県津市一身田上津部田1824番地
- (3) 設立認可年月日 平成24年11月 1日
- (4) 設立登記年月日 平成24年11月15日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	津眼科	三重県津市一身田上津部田1824番地	一般病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月20日 令和2年度決算の決定
理事及び監事の改選
理事及び監事の報酬決定

令和 4年 7月20日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 津眼科

※医療法人整理番号 0612

所在地 三重県津市一身田上津部田1824番地

財 産 目 録

(令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	169,865 千円
2. 負 債 額	20,183 千円
3. 純 資 産 額	149,682 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	107,850
B 固 定 資 産	62,015
C 資 産 合 計 (A+B)	169,865
D 負 債 合 計	20,183
E 純 資 産 (C-D)	149,682

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 津眼科

※医療法人整理番号 0612

所在地 三重県津市一身田上津部田1824番地

貸借対照表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	107,850	I 流動負債	20,183
II 固定資産	62,015	II 固定負債	0
1 有形固定資産	33,044	負債合計	20,183
2 無形固定資産	495	純資産の部	
3 その他の資産	28,476	科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	140,682
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	149,682
資産合計	169,865	負債・純資産合計	169,865

様式 4 - 2

法人名 医療法人 津眼科

※医療法人整理番号 D 6 1 2

所在地 三重県津市一身田上津部田 1 8 2 4 番地

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	148,343
2 事業費用	150,336
本来業務事業損失	1,993
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,993
II 事業外収益	1,670
III 事業外費用	127
経常損失	450
IV 特別利益	2,636
V 特別損失	148
税引前当期純利益	2,037
法人税等	1,330
当期純利益	707

様式5

監事監査報告書

医療法人 津眼科

理事長 伊藤 良和 殿

私は、医療法人 津眼科 の令和3会計年度（令和 3年 8月 1日から令和 4年 7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月20日

医療法人 津眼科

監事 鬼頭 秀明